

【单元未満株式買取請求取次依頼書【特別口座】】のご記入方法

<表面>

ご所有株式の会社名（銘柄名）を
ご記入ください。

日中お問い合わせが可能な連絡先
電話番号をご記入ください。

買取請求する株式数をご記入ください。
单元未満株式数のみ買取請求が可能です。
ご注意)ご記入がない場合はご返却させていただきます。

00年00月00日
ゆうちょ銀行へのお振込は
できません。

裏面のご注意をお読みの上、ご記入ご押印ください。

所在地
会社名 **株式会社●●●●**

請求株式数 **▲▲** 株

請求者住所 **X X X - X X X X** 連絡先(ご自宅) **XXX (XXX) XXXX**
(携帯)

東京都府中市日鋼町1-1

氏名(フリガナ) **代行 太郎**

※特別口座のお届出印 **(代行)**

銀行預金口座振込

金融機関番号 **140** 店番号 **1234567**

口座名義人 **代行 太郎**

2. ゆうちょ銀行現金払い
(貯金事務センターから) (2週間程度)

お届出住所、氏名をご記入ください。

ご住所を変更されている場合は、変更届とあわせて
ご提出ください。その際、本依頼書には新住所を
ご記入ください。

お届出印をご押印ください。

お届出印がない場合は、改印のお手続きが必要になります。

(銀行預金口座へのお振込をご選択の場合)
お手元の預金通帳等をご確認のうえ、
ご記入ください。

(ゆうちょ銀行現金払いをご選択の場合)
ゆうちょ銀行の窓口で取引時確認資料の提示等が必要となることがあります。
(受取金額が10万円超の場合は、法令[犯罪収益移転防止法]に基づく
買取請求人の取引時確認資料の提示等がないと買取代金を受け取ることが
できません。)

<裏面>

<ご注意>

- 買取請求株式数が特別口座に記載されている株式数を超過している場合は、特別口座に記載されている株式数を請求株式数としてお取扱いいたします。
- 買取請求の効力は、本請求書が発行会社の株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じます。また、三菱UFJ信託銀行が特別口座の口座管理機関と株主名簿管理人を兼ねる場合は、本請求書が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に買取請求の効力が生じますが、相続手続と同時に請求された場合には、相続手続が完了した日が効力発生日となります。
- 買取価格は、買取請求の効力発生日の発行会社所定の証券取引所における終値を適用いたします。ただし、当日に取引がなかった場合は、その後、最初に取引された価格を買取価格といたします。
- 買取価格および価格適用の証券取引所の指定はできません。
- 買取請求の撤回はできません。ただし、株式併合等が行われる場合であって、証券保管振替機構の業務規程第65条第1項第2号イからへまでに掲げる日までに買取価格が決定しないときは撤回の申出があったものとみなします。
- 買取代金は、買取価格が決定した日の翌営業日から起算して4営業日後の日に、発行会社所定の手数料を差し引いたうえで、本請求書ご指定の方法でお支払い(ご送金)いたします。なお、ゆうちょ銀行現金払いによるお支払いにつきましては、2週間程度の日数を要します。
- 買取請求をされた株式は、買取代金の支払日に発行会社口座に振り替えられます。

<買取請求に伴う譲渡益課税について>

单元未満株式について買取りを請求する場合、その譲渡所得につきましては、申告分離課税の対象となり、個人番号カード等の本人確認書類の提示が必要となります。具体的な書類は、以下のとおりです。なお、本人確認書類(下記ご参照)の提示がない場合には、当該告知がなかったものとして取扱います。

<本人確認のための主な書類>

- 個人の場合(A1)
- 個人番号カード
もしくは
2. 通知カード・住民票の写し(個人番号の記載のあるもの)
・住民票の記載事項証明書(個人番号の記載のあるもの)のいずれかに加え、
(1)以下の写真等により本人が特定可能な住所等確認書類のうちいずれか1つ
【写真等により本人が特定可能な住所等確認書類】
①運転免許証②運転経歴証明書③(スポーツ)④身体障害者手帳⑤精神障害者保健福祉手帳⑥療養手帳⑦在留カード⑧特別永住者証明書⑨難病者手帳⑩その他官公署から発行または発給された本人の写真的表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る)
(2)以下の写真的表示のない本人が特定可能な書類のうち2種類
①国民健康保険の被保険者証②健康保険の被保険者証③船員保険の被保険者証④後期高齢者医療の被保険者証⑤介護保険の被保険者証⑥健康保険日額特例被保険者手帳⑦国家公務員共済組合の組合員証⑧地方公務員共済組合の組合員証⑨私立学校教職員共済制度の加入者証⑩国民年金手帳⑪児童扶養手当証書⑫特別児童扶養手当証書⑬その他官公署から発行または発給された書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る)
(注)住民票の写し(個人番号の記載のあるもの)または住民票の記載事項証明書(個人番号の記載のあるもの)(以下、住民票等という)を本人が特定可能な書類とする場合は、住民票等のほかに1種類
- 法人の場合(J1)
- 法人番号通知書(提示の日前6ヶ月以内に作成されたもの)
もしくは
2. 法人番号通知書(提示の日前6ヶ月より前に作成されたもの)・法人番号印刷書類のいずれかに加え、以下の法人確認書類のうちいずれか1つ
【法人確認書類】
①設立登記にかかる登記事項証明書(提示の日前6ヶ月以内に交付を受けたもの)②印鑑証明書(提示の日前6ヶ月以内に交付を受けたもの)③印税・地方税の領収証書(領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、その日が提示の日前6ヶ月以内のもの)④印税・地方税の納税証明書(領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、そ

マイナンバーの告知をされる場合は
マイナンバーを左詰めでご記入ください

個人番号または法人番号記載欄

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※左詰めでご記入ください。

マイナンバーの告知をされる場合は
番号確認、身元確認ができる書類をご提出ください